

生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。

事務連絡
令和3年7月9日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における生徒の
成果発表の機会の確保等に係る取組について（依頼）

この度、内閣総理大臣より、7月12日から8月22日までを期間として、東京都を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われるとともに、沖縄県を対象区域として、法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年8月22日まで延長されることとなりました。

これまでも、貴団体等におかれては、感染防止対策に十分留意して大会・コンクール等の開催に向けて準備を進めているものと承知しておりますが、6月2日付けで送付しております「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」等も踏まえて、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いします。

このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

<本件担当>

（運動部活動について）

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係
電話：03-5253-4111（内線 3777）

（文化部活動について）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室
電話：03-5253-4111（内線 2832）